

令和5年度
第2回東京都食品安全情報評価委員会
議事録

令和6年2月7日
オンライン開催
事務局設置場所：健康安全研究センター

(10時01分 開会)

1 開会

○大木食品医薬情報担当課長 定刻になりましたが、まだ1名の委員と、それからこちらの事務局がないんですが、始めさせていただきたいと思います。

ただいまから令和5年度第2回東京都食品安全情報評価委員会を開催します。委員の皆様、本日はお忙しいところ本委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は健康安全研究センター企画調整部、食品医薬品情報担当課長の大木と申します。委員長に進行をお願いするまでの間、進行を担当いたします。

本日の会議は、デジタルトランスフォーメーション推進の一環としまして、委員長の石井委員を除き、委員の皆様にはリモートでご参加いただいております。また、一部の事務局職員も都庁内からリモートで参加しております。

Web開催ですので、通信環境に起因する遅延をはじめ、機器操作の点で皆様にお手数をおかけするかもしれませんが、円滑な会議運営にご理解、ご協力のほどお願いいたします。

いつもでしたら、ここで当センター所長よりご挨拶申し上げるところですが、本日は第10期委員の皆様最後の委員会でございますので、委員会の閉会時にご挨拶をさせていただきます。

続きまして、会議の成立についてご報告します。本専門委員会の開催には、東京都食品安全情報評価委員会規則によりまして、過半数の委員の出席を必要としております。本日は19名の委員のうち17名の方が出席していただいておりますので、本委員会が成立していることをご報告します。

それでは、以降の進行を委員長である石井委員にお願いします。石井委員長、よろしくお願いたします。

○石井委員長 石井と申します。本日の会議、どうぞよろしくお願いいたします。また、今期で最終の委員の方々もいらっしゃるということで、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。

○勇上食品医薬品情報担当課長代理 それでは、配布資料について説明いたしたいと思っております。

今、資料を共有しますので少々お待ちください。こちらが皆様に先日配布しました資料一覧となっております。資料が1から6まで、資料2の添付資料として添付資料1から5まで、そのほかに次第と名簿、そして関係規定等をお付けしております。

以上で資料の確認を終わります。

○石井委員長 次に、本委員会の公開について確認します。今回の会議の公開、非公開について事務局でお考えがありますか。お願いします。

○大木課長 会議は原則として公開となります。ただし、お手元の参考資料の3ページ目、

東京都食品安全情報評価委員会の運営についての第3の規定、会議を公開することにより、委員の自由な発言が制限され、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼす恐れがある場合、会議において取り扱う情報が東京都情報公開条例第7条各号に該当する場合は、会議の全部また一部を非公開とすることができるとなっております。

本日の議事につきましては公開、また資料につきましては公開とさせていただきたいと思っております。

○石井委員長 ありがとうございます。それでは、お諮りします。ただいま事務局から説明がありましたとおり、本日の議事につきましては公開、資料につきましては公開ということによろしいでしょうか。異議がある場合は挙手ボタンを押していただければと思います。皆様お願いいたします。

特にご異論がないようですので、事務局の提案のとおりをお願いいたします。

2 議事

○石井委員長 それでは、議事に入ります。まず、12月に開催いたしました情報選定専門委員会からの報告です。情報選定専門委員会の座長であります関崎委員からお願いいたします。

○関崎委員 第2回情報選定専門委員会の検討結果を報告いたします。12月5日に開催されました第2回情報選定専門委員会では、事務局から若年層向け食品衛生に関する普及啓発の在り方検討の一題が示され、検討を行いました。

その結果、本委員会で検討すべき情報として選定いたしました。選定基準に基づく評価は、資料1のとおりです。

それでは、情報選定専門委員会での検討内容について概要を説明いたします。

1点目、若年層への情報提供の必要性についてです。これについては委員全員が賛成するところでした。

2点目、ターゲットとする世代についてはいろいろな意見が出ました。全世代に行うべきである。あるいは世代ごとに理解度や伝わり方が違うため、提供するコンテンツやツールを適切に選択する必要があるという意見がありました。

3点目、どのような情報提供をすべきかという点についてですが、このサイトを見たら、正しい情報があると知ってもらう必要がある。あるいは検討に用いた資料の中で、「食中毒ずかん」が一番印象に残ったので、これを活用したらどうか。さらに、イラストを用いて短い説明文をつけたものや、四コマ漫画のようなものであれば、全年代に通用する普及啓発となり得るのではないか、という意見がありました。

最終的にこの情報については、評価委員会で検討するとの結論になりました。

情報選定専門委員会からの報告は以上となります。

○石井委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご報告がありました情報選定専門委員会で選定された課題について検討していきたいと思えます。

本日の課題、若齢層向け食品衛生に関する普及啓発のあり方検討について、事務局から説明をお願いいたします。

○勇上課長代理 それでは、若齢層向け食品衛生に関する普及啓発のあり方検討について説明いたします。資料2及び添付資料の説明となります。

本件を収集情報とした理由につきましては3点ございます。

まず1点目として、都内の食中毒発生件数や令和4年に東京都が実施した調査により、リスクの高い食行動をとることによる食中毒が依然として発生していること、またその行動が若齢期から始まっていることが分かったこと。

2点目として、東京都が実施している若齢層向けイベントのアンケート結果から、楽しんで参加することで行動変容が見られたこと。

3点目として、東京都は「食品衛生の窓」というホームページで食品衛生に関する情報を幅広く掲載している一方で、情報量が多いため必要な情報にすぐにアクセスできないこと、大人を対象としたホームページのため、若齢層等が内容を理解するのが難しいという課題があることです。

そこで、食品衛生についての正しい知識を分かりやすく提供し、学びを深めるきっかけとなるコンテンツを作成することが、将来的な食中毒防止につながると考え、収集情報としました。

情報選定専門委員会の中で、若齢層向けに情報提供する必要性につきましては、先ほど関崎委員からご報告のあったとおり、委員の皆さま全員が賛成するとのことでした。

また、これを実施するにあたり、目指すところとしては、見たいと思われる好奇心を刺激する、おもしろい、楽しいからの気づきや知識を得ることで、他人事から自分ごとへの意識変化を促し、最終的に食中毒リスクを下げる行動変容へつなげるというところにあると存じます。

ここからは、関崎先生のご報告と重複するところもありますが、情報選定専門委員会の議論の内容を申し上げます。

若齢層に目を向けてもらえるような工夫として、情報選定専門委員会ではタイムパフォーマンスがよい、例えば、四コマ漫画や、一言二言の説明文等、短時間で見終わる内容であること。絵や図を使った分かりやすい内容、おもしろくポイントが分かる内容であること、というご意見がありました。

また「食中毒ずかん」のキャラクターを活用することや、現在ある「食品衛生の窓」が正しい情報を提供していることを知ってもらいたいという意見がありました。

実際に、この事業を進めるにあたっては、「印象に残った」という声が多かった「食中毒ずかん」について、まず取り上げるのはどうかという意見がありました。

本委員会で若齢層向けの普及啓発の在り方を検討する上で課題となる事項が3つありま

す。

1つ目は、若齢層に興味を持ってもらうには、どんな方法があるか。

2つ目は、どんな方法であれば、都のコンテンツの知名度を上げ、若齢層に情報を届けることができるか。

3つ目は、どのように優先順位をつけて取り組むべきか、です。

委員の皆様には課題となる事項について、また、それ以外にお気づきの点につきましても、ご検討いただければと存じます。

○石井委員長 ありがとうございます。

では、この課題について委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。

まずは、本日ご欠席の中村委員と吉川委員の意見を事務局から、お願いいたします。

○勇上課長代理 それでは、中村委員と吉川委員のご意見を代読させていただきます。

まず、中村委員のご意見です。食のリスクに無関心な層に届くコンテンツの作成の取組みとして、「食中毒ずかん」はターゲット年齢層に分かりやすい内容であると思います。

低年齢を対象とする場合には、その保護者や教育に携わる方々への働きかけも重要と考えます。

そして、吉川委員のご意見を代読いたします。

資料2により、令和4年の都内の食中毒発生件数は104件で、病因物質別順位が「アニサキス」「カンピロバクター」「ノロウイルス」となっており、この傾向は近年変わらないことから、近年、一定の確率で発生してしまうことがつかめます。

ここ数年は、特にメディアにも多く取り上げられていたにもかかわらずです。例えば、アニサキスなどニュース番組にも一定期間よく取り上げられていました。

誰に届けるかを絞り、そのステータスに応じた届け方を模索したいと考えます。

これまでも、都からから大変有効な情報発信をしていただいているので、それをどんな方法で消費者に届けるか考えていきたい。例えば、制作したWebサイトをどう活用するかです。

一方で全員に網羅的にというのは無理難題であるため、公教育機関等で年一回程度、チラシでの注意喚起も有効であると思います。

その際、イラストで分かるようなテイストで家庭に話題になると、親子、家族で印象づけられるのではないのでしょうか。人々に広くコツコツ普及するという想定です。

毎年「このチラシ去年も届いたよね。」「あれ、今年は違う菌だね」などといったイメージです。

メチャクチャな発想ではありますが、コロナ時にコロナ接触アプリを、ある一定の方が導入されたように、また携帯電話の仕様で「緊急地震速報」があるように、何か都民に向けて必要な情報を確実に届けるツールがあるといいと思います。

むやみに情報が多くあっても埋もれてしまうので、「命に関わる注意喚起」というのを軸にする想定です。

以上のご意見をいただいております。

○石井委員長 ありがとうございます。

では、今日ご出席の委員の皆さまからのご意見を伺いたいと思います。今回は表の順でお願いしたいと思います。

最初に私の名前がありますが、最後にさせていただいて、梅垣委員からお願いいたします。

○梅垣委員 コンテンツをつくるのは非常に重要だと思いますし、既にもう結構できていますから、私はその活用というのをもう少し考えたほうがいいんじゃないかと思います。

「食の安全」というのは、子供のときからちゃんと身につけるといのは非常に重要だと思うんですね。

今インターネットで間違った情報が非常に氾濫しています。その対応として、学校教育の中で「継続的」に子供に伝えるというのが、ポイントになるのではないかと思います。

例えば、食品添加物が危ないという情報はいっぱい出ているんですよね。以前に私は、中学校とか高校の保健の先生の前で話せと言われて、食品添加物のことを話したら、先生の中には、こんな危ないものを子供たちに食べさせるわけにはいかないとかという人がいたんです。

実はその根拠は保健か何かの教科書、昔の学習指導要領の中に危ないと書いてあるんです。だから、そういう教育を受けた先生が昔の情報を子供たちに伝えている。科学というのは、毎年更新されていく可能性がありますから、最新情報を常に子供達に分かりやすく伝えるという、その活用のところをもう少し考えていったほうがいいんじゃないかなと思いました。

コンテンツは、既にいっぱいできていますから。それをうまく活用するのがいいと思います。

○石井委員長 ありがとうございます。

では、大浦委員、お願いいたします。

○大浦委員 先ほど、梅垣委員からもあったように、正しく情報を伝えるというのは大事だと思いますし、いろんなコンテンツはもうでき上がっているんで、そのコンテンツを適正な場所、タイミングで、提供していければ、認知して理解してもらえるかなと思います。

私から1点ですが、この「食中毒ずかん」は非常に分かりやすいコンテンツだと思うんですが、恐らくこの行動変容まで行く場合に、一つ壁があるのは、知識があっても、家庭内とか事業者とか、いろんな面でその知識を共有できるかどうかというのは、子供自身も悩むところがあるかと思います。

ですので、ぜひこの右の上のほうにも「大人の方へ：ぜひ子どもと一緒に読んでください。」と書いてあるんですが、こういう情報をもう少し大きく家庭内で一緒に読んでもらうとか、あと学校では先生方も一緒に理解して進めていくとか、そういう子供に一方的な情報提供だけでなく、周りの関係者も共に理解しながら進めていけるような方向になればいいなと思っております。

○石井委員長 ありがとうございます。

今の先生のお話は、添付資料の「食中毒ずかん」に書いてあるところのことですよね。

○大浦委員 「大人の方へ」と右上に小さく書いてあるんですが、その辺りはもう少し強調して、家族でぜひ読んで理解していただきたいというところですか。

○石井委員長 ありがとうございます。

では、大鹿委員、お願いいたします。

○大鹿委員 Webサイトの情報を充実させることは賛成です。

興味をどの世代に訴求していくかというのは、当然、いろいろ世代によって違うということだと思うので、どういう内容にするかとか、どういう表現とかにするかというのは、一つ一つ考えていかなければならないだろうなと思っています。

いざ興味を持ったとき、正しくて分かりやすい、信頼できる情報を地道にコツコツつくっておいて、そういう関連の事故とか事件が起こったときに、調べてSNSで発信するような人がリンクを貼って、見ていただけるようなものを、コツコツつくっておくことがいいのかと思っています。

この資料をいただいたときに、どういうふうにやったらいいのか、余り考えてなかったというか、思い浮かばなかったんですが、「食中毒ずかん」のイラストは印象に残るのでよいと思いました。

Webサイトにもあるものだと思っていたんですが、これはリーフレットとかパンフレットでしか現在はないということですよ。なので、これをWebとして活用することについてはいいんじゃないかと思います。

ご予算とかもあるんだと思うんですが、動いたら楽しいなというようなことは思いました。

○石井委員長 ありがとうございます。

では、北嶋委員、お願いいたします。

○北嶋委員 よく言われることに「煮ても焼いても食えない」という表現があるのですが、逆に言うと「煮たり焼いたりすれば、食べられる」と、化学物質・微生物に限らず、そういう神話があるのだと思うわけです。

そういう観点から、この「食中毒ずかん」を見てみますと、その点、ちゃんと書かれているのですが、そうした神話の影響と言いますか、ミスリードされた結果、染み付いた脳裏にあることをかなり否定していかないと、正確な知識や知恵が、ちゃんと頭に入っていくのが難しいのではないかと危惧するわけです。

例えば、この中にも記載のあるヒスタミンも、やはり熱に強くて、例えば、出汁の中にヒスタミンが多く出てしまった場合、煮たにも関わらず、ヒスタミン中毒が起きてしまうことが想定されるのですが、一般的に、そのことがどこまで認知されているのかなど、疑問に思うことが多々あります。

この点、この「食中毒ずかん」の2枚目の中の、「ピカピカ作戦」とか「ヒエヒエ作戦」

の中に、「作戦の落とし穴」というところがあって、この部分の内容が私がこれまでリマインドしていることに、かなり近いと思うんです。

繰り返しですが、最初に「煮ても焼いても大丈夫だ」ということを否定してから啓発しないと、どうしても既成のイメージに左右されてしまい、なかなか巧く伝えることが難しいのではないかと危惧するわけです。以上となります。

○石井委員長 ありがとうございます。

では、次に小林委員、お願いいたします。

○小林委員 先ほどから先生方からも出ているように、コンテンツに関しては問題ないというのは分かっているんですが、これをどうやって広げていくかということですが。

一つは小学校、中学校、高校と教育の場で、どこかで取り上げてもらうということの普及ということと、あとは、お子さんたちを持っている親への教育というか、それから20歳を過ぎたぐらいの若い人たちといった人たちには、正直言って自分から見に行かないというのは見ないので、「強制的に見せる」というと非現実的ですが、電車のチラシとか、タクシーの座席の中とかいうところの情報提供とか、そういうので興味を持ってもらうということが重要で、興味を持ってさえすれば、いろんな波及傾向は見られると思うので、その辺も今後考えていかないといけないのかなと感じます。

○石井委員長 ありがとうございます。

では、次に古本委員、お願いいたします。

○古本委員 私のほうはそういった衛生の学校でございまして、学生にも相当な授業数で、衛生の学科科目は行っておりますので、そう言った意味合いも含めると、若い方々に周知させるというのがなかなか難しいところではあるのかと思うんですね。

授業の中なので、資格を取るために、学生はしっかりと学習しますが、そうでない場合は、実際にそういったことが自分の体に起こらないと、なかなか難しいのが現状なのかと思っております。

そうなってくると、何かの際に、例えば学校給食とかいったところのつながりとかで、手を洗いましょうのところから少しずつ、教育の中で植えつけていければいいのかなと考えました。

○石井委員長 ありがとうございました。

では、次に白尾委員、お願いいたします。

○白尾委員 まず、若い人たちに対する注意喚起というのは、SNSなども通じて様々な方面から実施していくことが必要だと思います。

しかしながら、大人になってから新たな知識を備えるというよりも、子供のうちから継続した教育、すなわち食育が必要だと思います。

私は若い人たちに対して、「今まで食中毒を経験したことがあるかどうか、もし自分でない場合は家族の誰かが食中毒を経験したことがあるか」といった質問をすることがありますが、かなりの頻度で経験があるとの回答を得ます。

特に若い世代の食中毒というと、腸管出血性大腸菌ですとか、ノロウイルスなどの食中毒の経験があるという若者が多いようです。また、鳥刺しを食べたことがあると回答した人に、「鶏の生肉を食べるのですか？」と聞いたら、「チャレンジです」というような意見が返ってきたことがあります。知識はあるのに生肉を食べる若者もいることに、驚きました。やはり、子供のうちからの教育することの重要性を痛感しています。

最近、お弁当の食中毒が発生しました。黄色ブドウ球菌が原因の食中毒でしたが、黄色ブドウ球菌の毒素は加熱調理しても「無毒化」されません。北嶋先生のご意見にもございましたが、エントロトキシンなどもそうですが、飲食店の方々が、食中毒に対する認識をもう少しつけていただくことが必要ではないかと考えています。近年、飲食店の店員さん方が、「付け爪」やネイルアートをしている人たちが多くなっています。先日、お寿司屋さんの店員さんたちがすごく長い爪をしていました。また、焼き鳥屋さんでは、「生焼けぐらいがちょうどおいしいんですがどうされますか。」と生焼けを勧められることもありました。飲食店の店員さん方に対する、衛生管理に対する意識を徹底してもらうことも大切だと考えています。

○石井委員長 ありがとうございます。

では、関崎委員、お願いいたします。

○関崎委員 この食の安全に関する情報提供というのは、若年層だけでなく、大人に至るまで繰返しやらなければいけないというのは、私の経験からも非常に実感するところです。

今回は若年層ということですが、若年層といっても幼児から小学生、中学生、高校生、大学生のさまざまな年代層がありますので、それぞれへの伝え方にある程度工夫をしないと注目してもらえないのかなと思いました。

ただ、全ての年代層にそれぞれやるというのを一度にするのは、とても大変ですので、事務局でいろいろ検討されて、すぐ取りかかれるところからまずやるということ。それからそれを継続するということが大事だろうと感じています。

この継続ですが、例えば、情報提供を10年継続するとすれば、今小学校に入りたての子が、もう高校生、大学生ぐらいになる、あるいは小学校の高学年の子でしたら、10年継続すれば大人になるわけですね。

そうやって継続していけば、どんどんその知識を身につける人が社会の中で、だんだん多くなっていくんじゃないかと思しますので、この活動というのは本当に10年、20年という先を見越して継続していただけたらと思います。

あとは、どのように情報提供するかというのは、先ほど、委員の方々からさまざまなよいご意見が出ていますので、事務局でもそれを取りまとめていただいて、実際に使えるところをどんどん利用していただければと思います。

○石井委員長 ありがとうございます。

では、次に堤委員、お願いいたします。

○堤委員 課題の試みとしては非常に私も賛同しまして、食品衛生上からの重要な観点だ

と思われます。

今、中学生になると、スマートフォンとか、そういうものを持つ割合が高くなりますので、普及啓発の方法としては、SNSやホームページなどを活用することはよい試みと思いますが、若年層といたしましても、幅が広いので、大学生と小学生の高学年ぐらいでは、理解度も違ってくると思いますので、内容については、それぞれ変える必要があるのかと思いました。

特に小学生については親御さんが食事とかをつくるとしますので、そういった親御さんに対する教育の方が重要なのかなとも思いました。

若い年代が食品衛生のそういった、硬いホームページにアクセスするというのが少ないと思いますので、例えば、学校の家庭科の授業等でこういった普及啓発の動画等を流すのも一つの案かと思ひます。

また、最近、電車の中で液晶ディスプレイで、東京都さんがコマーシャルとかいろいろ流しているのを見ることがあるんですが、そういったところでも、特に、先ほどから皆さんご意見があるように、この「食中毒ずかん」にある微生物のキャラクターは非常に秀逸だと思いますので、そういったものが入った動画とかを電車の中で流すと、結構若い方とかも見てくれるんじゃないかなと思ひています。

○石井委員長 ありがとうございます。

続いて、野田委員、お願いいたします。

○野田委員 子供に対しての「食の安全子ども調査隊」の体験に係る事業については、大変よい取り組みだと思ひました。今後それを拡大するためには、学校との連携が必要だと思ひます。例えば、6月7日は「世界食品安全の日」ですので、その日を中心に、学校の先生方と協力して、食の安全に関する情報提供を充実させていくというふうな取組みが、都として必要ではないかと思ひます。

次に、いわゆる若者世代に対しては、ユーチューブ、SNS等が有効だと思ひますが、正確性を求めることから、面白みに欠け、なかなか見てもらえないということが、行政全体の共通の課題だと思ひます。

そんな中で、後から説明があるかもしれませんが、資料の4、5、6に動画配信のパンフレットを印刷していただひていますが、先ほど北嶋委員から「煮ても焼いても、食えない」みたいな話がありましたが、資料の5の「煮ても焼いても食中毒」というのは非常に秀逸なタイトルだと思ひました。資料6の「どうするノロウイルス」も、これは多分、「どうする家康」から考えられたのかなと思ひます。このように非常にキャッチーなタイトルは、今まで行政のパンフレットとしてはあまり見なかつたことなので、そういった取組みは非常にすばらしいなと思ひています。

ちなみに、資料4は「おいしく安全に肉料理を楽しむには」というので、少しベタかなと思ひたんですが、配信期間が11月29日～3月15日で、“イイニク・サイコー”ということに合わせてるので、個人的にはこっちをもうちょっと前面にしたような構成にした

らいいんじゃないかなと思いました。そういった工夫をどんどん取り入れていくということが必要かと思います。

それから、優先順位と違うかも知れないですが、腸管出血性大腸菌感染症で、HUS等で亡くなる可能性があるという情報は、もっとアピールする必要があるかと思います。

車の免許の更新のときにビデオを見ることがあると思いますが、そういうときに死亡事故であったり、亡くなられた方の情報というのは、心に来るところがあって、安全運転に今一度気をつけなければいけないなど、本当に感じるんですよね。

そのように人が亡くなるという情報は極めて重要だと思う一方、それを過度に取り上げるとミスリーディングになるところもあります。そういったところをバランスよく、分かりやすく説明するということが必要かと思います。

「食中毒ずかん」についても、「重篤化する」と比較的軽く書かれており、その被害の重大性をあまり理解していただけないようにも思いますので、その辺は工夫が必要ではないかと思います。

○石井委員長 ありがとうございます。

では、平沢委員、お願いいたします。

○平沢委員 結構もう出尽くした感があるんですが、いろいろ皆さんのお話を聞いて思ったんですが、「食中毒ずかん」のキャラクターというのは、本当にいろいろ凝ってつくられていて、何か絵を見て、私はこれをゲームにして、短いゲームみたいなのをできれば。食中毒ゲームじゃないですが、そういうのがあると、割と小学生ぐらいの子から中学生ぐらいも楽しめるのかと思って。

そういうのをつくるのは大変なのかもしれないんですが、今、結構、子供が自分でそういうのをつくったりとかするので、コンテストじゃないですが、このキャラクターを使って、「食中毒関係のゲームをみんなでつくりましょう。」みたいに募集してつくってもらおうというようなことがあると、作りながら自分も学ばし、それでできたゲームをみんなで共有すれば、ゲームだと割と子供も楽しめるので、都のサイトにこんなゲームがあるというのでも、認知度も上がっていいのかと思いました。

前に、確かユーチューブで高校生に、ダンスしながらやってもらったのがあったかと思うんですが、ああいうのもいいし、あと、もっと短くないと見てもらえないので、ティックトックぐらいのものを活用して、定期的にそれが上がってくるような感じにしていけば、皆さん活用できるし、子供も楽しんで見られるかと思いました。

それと、小学生ぐらいは親のつくった食事を食べるので、外食にしても、親と一緒に食べるので、「親が生肉を食べていると、子供も食べちゃう」というところがあるので、親のほうに何か伝わるようなこともやっていかないといけないと思います。子供のときに食べちゃったら、大きくなって生肉に抵抗がないみたいなどころがあるので、そういう親世代に啓発するようなものもつくっていただけたらと思いました。

○石井委員長 ありがとうございます。

では、三宅委員、お願いいたします。

○三宅委員 皆様のご意見と重なる部分が多くなってしまいますが、「ゲーム感覚の食中毒アプリ」、タイトルはストレート過ぎますが、子供たちが楽しく学びながらゲーム感覚でというのは、非常にいいアイデアかと思います。

おもしろくないと多分やらないと思いますので、かなりハードルが高いと思いますが、やってみたら楽しいよという感じで、どんどん広がっていくようなアプリがつかれるといいのかと思うんですが、実際にそこに食中毒の知識を盛り込みながら、ゲームも楽しくできるというのは、言うのは簡単ですが、つくるのは難しいと思うんですが、あるとおもしろいかと思います。

あとは、私は学校教育に関心がありまして。例えば、DVDでなくてもいいんですが、先ほど、家庭科教育の話が出ていましたが、必ず聞くようにカリキュラム化して、必ず生徒に聞かせるというのもいいのかと思います。

あとは、私が学校教育に詳しくないので、現在の家庭科の教科書にどの程度食中毒のことが書いてあるか分からないんですが、その内容によっても、堅苦しいものではなくて、副教材のようなものを使って、食中毒の怖さをさりげなく継続して、子供たちにも伝えていくというのが重要なのではないかと思います。

○石井委員長 ありがとうございます。

では、山科委員、お願いいたします。

○山科委員 ほかの先生方もおっしゃっていたと思うんですが、義務教育などであれば、学校などに協力してもらって、既にあるコンテンツをご紹介してもらうという形で認知してもらうという方法があるのかと思うんですが、高校生、大学生みたいになってくると、なかなか配ったとしても、あるいは掲示したとしても、見てもらえないということは結構あるのかなと思いますし、正直、元気で体も強い世代だと正直、普段余り興味がないというところがあるのかと思います。

私は法学部なので、普段からそういう食のことに关しては、余り学生と話すこともないんですが、ただフタを開けてみると、学生同士で飲み会を開いて、それで集団でお腹を壊すみたいなことが聞こえたりするんですね。

それは、普段は意識してないけれども、結構リスクがある世代ではあるのかなとは思っています。

やっとな親元離れてというか、自分たちで食事を用意する世代になってきたときに、何も知らないという状況は、かなり危ないのかなと感じることは多々あります。

ただ、普段、自分からそうやって情報を取りにいくわけではないということを考えると、ほかの先生もおっしゃっていましたが、SNSなどで勝手に情報が流れてくるので、自然と触れてしまうということというのは、望ましい状態なのかなとは思いました。

今あるコンテンツを流すということであれば、そんなに予算をかけなくても、パッと見て分かるような形に分割して、SNSで流していくというような形で目に触れるということ

がすごく大事なのかと思っています。

それで言うと、警視庁が流している災害対策課の災害時のライフハックみたいな情報発信は、すごく定期的にバズっているというのをよく見かけますし、そういうことであれば、若者も関心を持ってきているんだなあと感じますので、SNSをなるべく活用して、若年の中でも割と高校生、大学生みたいな方達に情報を得てもらおうということに関しては、そういった工夫をしていくと、もしかしたら届きやすいのかなとは思っております。

○石井委員長 ありがとうございます。

横田委員、お願いいたします。

○横田委員 即効性のある広報手段というのはなかなかないというのが現実だと思いますが、先ほどからお話が出ておりますように、自由に情報を自ら選べるような、大学生の方や高校生の方については、このサイトを見れば、正確な情報にたどり着けるんだというようなところを覚えていてほしいと思います。

内容まではもう全部知らなくてもいいので、何か自分が困ったときには、そこを見ればいいんだなというふうなことを認識していただけるような情報提供ができればと思います。

それと、「食中毒ずかん」は、先ほどからお話が出ていますが、非常によくできていると思いますので、ぜひこれは使い続けるということが必要なのかなと思います。

例えば、群馬県の「上毛かるた」ではないですが、群馬県の出身者の方だったらみんなそらんじて言えるみたいなぐらい、群馬県の子供だったらみんな知っているみたいな、「食中毒ずかん」もそのようになってほしいと思います。そのために、例えば毎年都民の小学校5年生に「食中毒ずかん」のチラシやパンフレットが配布され、東京都民の子だったらみんな「食中毒ずかん」を見たことがある、知っているというような、そんなふうになっていったらいいんじゃないかなと期待しています。

将来、未成年者のSNS禁止ような動きが、もうアメリカで起きていますので、もしかしたら小学生や中学生がSNSを自由に使えなくなる時代が、これから来てしまうかもしれないですが、そういったことも踏まえても、冊子のようなものやチラシのようなものというのは、ある意味普遍的なものじゃないかと思うので、そういったところもぜひ続けられたらいいなと思います。

それと、もう1点だけ、厚生労働省が、今はXですが、ツイッターで発信者の家の猫を画像にを使って、食中毒の注意喚起をしたんですよ。

画像は猫で、自分の猫をパシャパシャと撮って、その画像を載せたんですが、それが厚生労働省の食中毒のところでは、今までで最高にバズったらしく、SNSは、はっきり言って、何がヒットするか、本当にある意味分からないというところがあります。

ですので、「なんだ、猫使えばよかったんだ」と厚生労働省の担当者がみんな言っていたんですが、そういうこともありますので、逆に余り狙っていかなくても、この情報をここに知っていただきたいというようなところを、本当に地道に続けていくということが、一つは重要なのかなと思っています。

○石井委員長 ありがとうございます。

渡辺委員、お願いいたします。

○渡辺委員 私からは、今回提供いただいた資料を拝見したときに、そのアンケートの結果で、若齢層、本当に小学生低学年とかそれぐらいの子供でも生食しているんだということにとっても驚きました。

生食するかどうかというのは、もうほかの複数の先生からおっしゃっていましたが、家庭で親が食べているから一緒に食べるので、それが当たり前と思って、大きくなってきたという人も多いただろうなと思います。

高校生または中学生以上からかもしれませんが、自分で情報を選択したり、あるいはSNS等で垂れ流されているのをずっと目にしているの、目に触れる機会もあるのかもしれないですが、特にかなり若齢層に向けて、学校や家庭の親を通じて、そういう情報に自動的に触れさせる機会をたくさん与えるというのが大事なのかなと感じました。

○石井委員長 ありがとうございます。

遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 ほかの先生方がご意見されていることとほとんど同じですが、なかなか若年齢層向けの普及啓発というのは難しい問題だなと思っています。

その中で食の安全子ども調査隊はとてもいい機会、いい企画だと思うので、ほかの委員の先生方もおっしゃっていましたが、小学校の授業とかに何とか組み込んで展開できるようになると、もっと効果的なのかなと思っていました。

あとは、食べるということになると、高校生以上になってくると、多分自分たちの意思で親の管理を離れて外で食べるという機会が多くなってきたりすると思います。

そうすると、なかなかSNSで情報を発信しても、ちょっと危ないかもしれないと分かっているけど、先輩と一緒に行って、先輩から勧められたから食べるなんてことは多分よく出てくると思います。

ですので、小さい頃からの教育もとても大事だと思うんですが、今回の普及啓発のあり方とはちょっと外れるんですが、提供する側をコントロールしないと、なかなか普及啓発だけでは限界があるんじゃないかと思いながら聞いておりました。

○石井委員長 ありがとうございます。

一通り、皆さんにご発言いただきました。

私の意見としては、事前に提出した意見としてはもう「大切です」としか書いてないんですが、先生方のご意見も聞いていまして、かなり必要なんだけど、どういう発信方法がいいのかというアイデアもたくさんいただき、なるほどと思ったところもありました。

例えば、子供が主体的に関わるような、平沢委員が提案されていた、ゲームをつくってコンペするみたいなことは、夏休みに研究センターでも子供向けのものをやっていますよね。それをもっと大規模にできるのかなと思ったりもしました。

大学生でも参加型になると本気になるというか、話を聞いて見るだけみたいなのだと、余

り興味を持たないというか、流されちゃうんですね。それが自分でつくるかゲームをつくりながら何をアピールしたらいいのかと考えるというのは、なかなかすばらしいアイデアだと思って私は聞いていました。

あと、電車での広告は東京都さんでやっているということですが、わずか何秒単位ですよ。でも、何秒単位かのものであそこを目をやって、じっと見たりしているから、なるほど、あれもいいヒントなのかなとか思ったりしていました。

あと、学校教育のこともかなりの先生からご提案がありましたよね。学校教育の授業に組み込んでもらうというのは、かなりハードルが高くて、現場の状況を見るとなかなか難しいと思うんですね。

でも、1年に1回、チラシを全子供に1学年とか、先生の提案は5年生になったときに全員に配るみたいなお話でしたが、なるほどそれも一つの手だなとすごく感じました。

私もこの課題をいただいてから、必要なだけでも何をどうしていったらいいのかというのを考えるところで、なかなかいいアイデアが自分一人では出てこないんですが、今日の先生方のお話を聞くと、それもいいな、これもいいなと思ったところです。

あとは、提供者側がしっかりやらないとだめなんじゃないかとか、付け爪の話とか、それから「生がおいしいですよ」みたいな、「うちの肉は大丈夫です」とか、私も注文したときに、「え、生なの？」とか言うと、「いや、うちの肉は絶対大丈夫なんです」といって、生を推奨するという場合がありますが、これはどうなんだろうと思うんですが、結構多いですよ。

あと、調査でも出てきたような、家庭で生食を結構小さいときからやっているというようなどころも、すごく大きな問題だと思うんですが、その辺が課題になるのかなとお聞きしていました。

先生方の中で、さらにいろいろご意見を聞いた中で追加しておこうというご意見がありましたら、どうぞ挙手ボタンでお知らせください。

白尾委員、どうぞ。

○白尾委員 中学校の家庭科の中に食中毒の項目があります。家庭科の中には、「食品の安全と情報」などの項目がありますし、詳しい内容が書かれています。例えば、食品の安全を守るという項目の中に、食品安全委員会だとか、リスク管理などの言葉まで掲載されています。こういう勉強のときに、リーフレットなどを提供していただくといいのではないかと思います。

あと、もう一点ですが、食べ物の選択に関するゲームアプリなどを若者自身に考えてもらうとよいかもかもしれません。現在、子供も小学生もプログラミングを勉強していますので、そういった子供たちの自らの勉強の中から主体的に学んでいくことができると、子どもから若者までより知識が深くなるのではないかと思います。

○石井委員長 ありがとうございます。

ほかにも皆さんからのご意見いただきたいと思います。挙手ボタンでどうぞお知らせく

ださい。

ありませんか。

いいですか。たくさんのご意見をいただきました。では、先生方からのたくさんのご意見をまとめていただきまして、事務局から検討内容のまとめをお願いしてよろしいですか。

○大木課長 今回ご議論いただきました若年層向け食品衛生に関する普及啓発のあり方ですが、本当にたくさんご意見いただきました。

コンテンツは十分あるから、それを修正してうまく伝えていく。大人の方と一緒に読んでください、というメッセージをもう少し大きく、家族で学んでいける方法はないか。

「食中毒ずかん」が非常に皆さんに刺さっているところで、私ども大変嬉しいですが、この動いたら楽しいと思ったというご意見をいただきまして、その動いたら楽しいなを私たちがやるというよりも、お子さん自身に動かしていただくという案を、今回たくさんいただきまして、そういうコンテストをやってはどうか。

短くないと見てもらえないのでというご指摘もいただきました。食中毒の重篤化についてインパクト。落とし穴。たくさんご意見をいただきました。

ここを見れば正確なことが分かる。伝え方についても、ここを見ればというところにどうやって誘導していくのかというのは、私どもの戦略広報でも非常に課題となっているところですが、主体的に子供達に学んでいただけるようなというご意見をいただきましたので、それを踏まえて検討していければと思います。

また、長期的に取り組むという、10年と言わず、子供が大きくなるまでという貴重なご意見をいただきましたので、長期的な目線で取り組んでいきたいと思います。

○石井委員長 ありがとうございます。

それでは、本委員会としましては、今回の若年層向け食品衛生に関する普及啓発のあり方ということで、さまざまな方向で検討していくということになります。

方法としては、たくさんありまして、これを事務局でまた精査していただきたいと思いますが、一つは、現状にある「食中毒ずかん」を元にして、どんな方法でアピールしていくか。

もう一つは、Webに載せても、そこに行き着く方法をしっかり広報していただきたいなと思います。いいコンテンツがあっても、なかなかそれにたどり着かないというところがあるので、そこをしっかりとやっていただきたいとも思います。

それから、学校教育へのアプローチも、先ほど白尾先生からもありましたが、ここにこういういいコンテンツがあって、どうぞ利用してくださいというような、アピールとすると、本当に学校教育の中で、授業の中でもそれを紹介していただくというような流れができると、すごくいいのかなと思いました。

たくさんのご意見をいただきましたので、とにかくやれるところを一つでも二つでも実行できるといいかと思います。

なかなかまとまらない結論ですが、いかがでしょうか。

先ほど大木さんからまとめがありました。この結論についていかがでしょうか。異論がある場合は、こういうことはぜひとも付け加えてほしいというようなことがあったら、挙手ボタンでお知らせください。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

3. 報告事項

○石井委員長 では、今日の議題の先に進めたいと思います。

報告事項に移ります。まず、令和5年度第2回健康食品による健康被害事例専門委員会から報告をお願いしたいと思います。

専門委員会座長の梅垣委員から報告をお願いします。

○梅垣委員 それでは、資料3をご覧ください。

1月22日の健康食品による健康被害事例専門委員会で検討された議事及び報告事項について順番に説明いたします。

まず、(1) 議事：事例の検討についてです。令和5年11月30日までの間に都医師会、都薬剤師会から提供された16事例について検討を行いました。検討の結果、緊急調査が必要な事例はありませんでした。

16事例の中の4事例については、都医師会、都薬剤師会に対して情報提供し、さらなる情報収集について協力を依頼することとなりました。

また、7事例については、摂取状況や転帰等、全体的に情報が不十分であることなどから健康食品と症状との因果関係が不明であるとの結論となりました。情報は蓄積し、今後、同様な事例の発生状況について注視していくこととなりました。

残りの5事例については、併用薬の影響など製品以外の影響も考えられる事例や、既知の軽度な症状の事例であることから蓄積事例としました。

委員会では、基礎疾患のある人、医薬品を服用している人、こういう人が健康食品を摂取する際は、利用前に医師、薬剤師などに相談することが大切である。健康食品を利用して体調不良を感じたら、摂取をやめ医療機関に関わることが大切である、との意見があがりました。

本専門委員会では、それぞれの事例の検討のたびに、過去の事例も踏まえ、都民に伝えるべきメッセージの活用が検討されています。

次に(2) 事務局からの報告事項が2点ありました。1つ目は、令和5年度第1回、前回の令和5年6月23日ですが、当委員会の検討結果に基づいて情報提供すべきとなった事例について資料を作成し、東京都医師会及び東京都薬剤師会に7月21日に送付した旨の報告です。

2つ目は、これまでの被害事例の収集状況の概要です。事業を開始した平成18年7月1日から令和5年11月30日まで、515製品、患者数420名の事例を収集しております。

利用目的別に見ると、20代から40代の方はダイエット、美容目的。50代以上になりますと、栄養補給、健康維持、健康増進、腰痛、関節痛緩和といった目的が多くなっているようです。性別では女性が多くなっています。また、約6割の患者は基礎疾患を有し、そのうち8割弱の方が基礎疾患に対する治療薬を服用しています。

医薬品と健康食品とを併用すると、思わぬ健康被害を引き起こすことは、これまでの収集事例からも推定でき、都民に対しさらなる注意喚起が必要であろうと考えます。

症状や異常所見について報告が多い順に、皮膚症状、胃痛・胃部不快感、肝機能障害となっています。特に肝機能障害などは自覚症状がないまま症状が進行していることも多いと考えられます。

被害事例の検討の中で最も不足している情報は、どのような製品をいつから摂取し体調に異変を感じたときの中止、その後の症状の変化です。

そのような情報は、利用者自身でなければ把握できません。そこで、健康食品手帳などを活用して健康食品の利用について記録を取り、少しでも体調に不安を感じたら摂取を中止し、医療機関にかかることが重要であると考えます。

以上で、専門委員会の報告は終わります。

○石井委員長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件についてご質問やご意見がありましたらお願いいたします。挙手ボタンでお知らせください。

大丈夫でしょうか。

毎回多くの方がいろいろな症状を訴えていらっしゃるんだなと思いました。

梅垣先生、どうもありがとうございました。

○梅垣委員 ありがとうございました。

○石井委員長 では、次に報告事項の(2)「加熱不十分な食肉を原因とする食中毒防止のさらなる普及啓発」に関する報告について、事務局から報告してください。

○勇上課長代理 令和4年度第2回食品安全情報評価委員会でご検討いただいた、加熱不十分な食肉を原因とする食中毒防止のさらなる普及啓発について、その後の対応等をご報告します。

委員会において、これまでも食肉の生食等による食中毒予防の普及啓発を行ってきましたが、事務局が実施した調査結果や現在も食中毒事件が発生しているという状況から、さらなる効果的な情報発信の必要性等についてご検討いただきました。

そして本件については、3つポイントをいただきました。

1つ目は、今後も繰り返し粘り強く注意喚起を行うこと。

2つ目は、飲食店向けの啓蒙活動の強化。

3つ目は、消費者のニーズの高い質問についての情報提供の検討です。

この検討結果を踏まえ、11月29日から食の安全都民フォーラム「おいしく安全に肉料理を楽しむには」を、オンラインで配信しております。動画は合計4本あり、うち3本が講

演動画、1本が意見交換となっております。

1本目は、日本食品衛生協会の甲斐先生にお肉に潜む食中毒のリスクと題しまして、食肉を原因として発生する食中毒について解説いただいています。

2本目は、「ジビエを取り巻く現状～衛生的でおいしいジビエを楽しむために～」と題しまして、日本ジビエ振興協会の鮎澤先生にジビエが食肉に加工されるまでの衛生的な取扱いの仕方などについて解説いただいています。

3本目は、「低温調理のポイント」と題しまして、食品安全委員会の香西委員に低温調理の注意点などについて解説いただいています。

意見交換は、消費生活アドバイザーの瀬古博子先生をコーディネーターにお迎えし、事前に都民から募集した食肉に関する質問に答えていくという形式で進めております。

「肉の種類によって生で食べられるものと食べられないものがあるのはなぜですか？」
「ジビエ料理が十分に加熱されているかはどのように確認できるのでしょうか？」
「料理投稿サイトで低温調理機を使わない低温調理レシピを見かけました。低温調理機を使わなくても安全に食べられるものなどなののでしょうか？」などといった質問に、講師の先生方が答えるという内容となっております。

フォーラムは、令和6年3月15日までオンライン配信しております。

今後も引き続き加熱不十分な食肉による食中毒防止のための情報発信に努めてまいります。

本件に係る報告は以上となります。

○石井委員長 ありがとうございます。

ただいま報告のありました件についてご質問、ご意見などがありましたらお願いいたします。

この動画配信の内容は、私もお知らせいただいたので見てみました。とてもいい内容なので、委員の先生方からも周りに広報をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

ご意見がなさそうなので、次に進めたいと思います。

4. その他

○石井委員長 では、最後に「その他」ですが、事務局から何かありますでしょうか。

○勇上課長代理 では、「その他」として3点ご報告いたします。

まず、はじめに、都民講座についてご報告いたします。

これまでに現在開催中のものも含めまして、3回都民講座を開催しております。

まず第1回の講座では、「煮ても焼いても食中毒」と題し、3部構成でWeb配信を行いました。

センターの職員が黄色ブドウ球菌、ウエルシュ菌、ヒスタミンについて解説いたしました。

動画の再生回数は現在共有したとおりです。前年度の同時期の都民講座と比べ、再生回数が約1.6倍となり、より多くの都民の方にご覧いただきました。

自由意見として、「食品安全に関する情報を適切に発信していると思います。今後も継続していただけると助かります。」

「自分の中にあった加熱の安全性がこんなにもろいものだと知りませんでした」「非常に勉強になり、調理だけでなく、保存についてもより注意を払う必要性を強く学びました」「煮ても焼いても食中毒、2日目のカレー事件、タイトル付けがおもしろく、つつい見えてしまいました」など、好意的なご意見をいただきました。

引き続きまして、第2回の都民講座についてご報告いたします。

こちらは、「どうするノロウイルス」と題し、Web配信を現在行っております。評価委員会の委員でもある野田衛先生にノロウイルスの基礎知識についてお話しいただいております。この場をお借りしてお礼申し上げます。本当にありがとうございます。

また、おう吐物の処理方法や塩素系消毒液の希釈についての実演動画も合わせて配信しております。こちらの講座は2月29日までの放映となっております。

現在野田先生の講義の再生回数は1350回となっております、こちらも前回の都民講座同様、多くの皆様にご覧いただいております。

第3回の都民講座では、例年、教育庁と共催で学校教育関係者を対象とした食品安全に関する研修会を実施しております。

今回は、「学校給食における食品衛生危機管理」につきまして、一般社団法人東京都食品衛生協会の白鳥憲行先生にご講演いただきました。

また、「学校給食施設で発生したノロウイルス食中毒を振り返って」を、当センター職員が説明いたしました。この講座は、対象者を限定した12月28日までのオンライン配信となっております。

2点目の報告です。令和5年度食の安全子ども調査隊についてご報告いたします。

第1回の食品安全情報評価委員会で参加者を募集している旨のご報告をしたところ、最終的に294名の申込みがありましたので、抽選により150名に対し、自宅学習資料をお送りしました。

また、まとめ用シートの送付をいただきました64名に修了証と記念品をお送りしました。

ただいま共有画面では、まとめ用シートの一部をお示ししております。小学生の皆さんが一生懸命取り組んだのが分かりまして、事務局として大変嬉しく思っております。

あわせて、当事業についてアンケートしたところ、62名から回答いただきました。アンケート結果につきましては、添付資料2に付けておりますのでご覧ください。

最後に、防災関連の事業等についてご報告いたします。

1月1日に能登地方を震源とする地震が発生し、現在も多くの方が避難所での生活を余儀なくされているところです。この場をお借りしてお亡くなりになられた方のご冥福と被

災者の方が一刻も早く日常生活を取り戻せるようお祈り申し上げます。

東京都では、地震直後から職員が避難所等に派遣されておりますが、1月中旬以降、現地に派遣される職員が避難所ですぐに使える食中毒予防ブックを持参することとなりました。

この冊子は、平成28年度第2回の本委員会の「避難所生活等における食中毒の予防について」で議論された結果、作成したものです。

耐水性の紙でつくられており、必要なページを切り取るだけですぐ使えるような仕様となっております。

ポスターは日本語のほか、全く同じ内容で、英語、中国語の2言語、ハングル文字の4言語に対応するものを作成しています。

避難所ではノロウイルス等が流行しているという報道も耳にします。この冊子が少しでも避難所の方のお役に立てているのであれば幸いです。

また、本年度は関東大震災の発生から100年の節目となる年です。東京都では災害の備えの大切さを考えるきっかけとなるイベントとして、8月26日に東京都庁で関東大震災100年イベントを開催しました。

当センターでも、「知って備える食と薬にまつわる災害時の心構え」と題したブースを出展しました。災害時の食中毒予防等について学んでいただけるよう、防災に関するミニクイズカードやリーフレットを配布しました。

また、主に来庁した親子連れを対象に、食中毒キャラクタースタンプで世界に1つだけのオリジナル「食中毒ずかん」づくりを体験していただきました。当日はブースに360名来場があり、「いざという時のために知っておくのは大切だと思った」「遊びを通じて学べたので楽しかった」というご意見をいただきました。

また、現在実際に被災地派遣を経験した職員による災害時の食中毒予防や、日本災害食学会の川尻由美子先生による非常食と栄養についての講義をアーカイブ配信しております。

報告事項は以上となります。

○石井委員長 ありがとうございます。

ただいま情報提供がありました件についてご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

たくさんの情報提供ありまして、これも委員からの広報ぜひお願いしたいと思います。

今回の能登半島地震では、断水が続いている地域が多くて、私も炊き出しのプロジェクトに関わっているんですが、水がないので、本当に衛生管理に、炊き出しするにも気をつけま
すし、現場の方々の衛生管理が本当に大変だということをお聞きしていますので、ハンドブ
ックとてもすごく効果的なものだと思います。

皆さまから何かご意見はありませんか。

大丈夫でしょうか。

では、ないようなので、報告事項は終わりにしたいと思います。

それでは、本日本日予定されていた議事等は全て終了いたしましたので、進行を事務局にお返

ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○大木課長 委員の皆様、長時間にわたりご検討ありがとうございました。非常に貴重な意見をいただきました。ありがとうございます。

また、石井委員長、円滑に会議を進行いただきましてありがとうございます。

本日の検討課題につきましては、先ほど申し上げたんですが、皆様からのご意見を踏まえまして、対応を進めてまいります。

最初に申し上げたのですが、この第10期食品安全情報評価委員会の開催は今日が最後となります。

ここで、今期、公募委員としてお務めいただきました三宅委員、吉川委員、また、委員の任期の年限によりまして、大変残念ながら、今期で満了となります横田委員から一言ずつご挨拶お願いできればと思います。

また、本日、残念ながら、吉川委員はご欠席ですが、ご挨拶をお預かりしておりますので、先にそちらを事務局から代読いたします。

○勇上課長代理 それでは、代読させていただきます。

この会議にて案件をもとに、先生方のお知恵やご経験をお聞かせいただいたことで、私自身の日常生活の食品に関する見方、考え方が変わりました。今後もアンテナ高く食品衛生の情報をキャッチアップし、センターが実施いただく企画にも周囲の方々にも声かけしながら積極的に出席したいと思います。

事務局の皆様、先生方、貴重な機会をありがとうございました。

以上、お預かりしております。

○大木課長 ありがとうございます。

それでは、三宅委員、お願いいたします。

○三宅委員 公募委員の三宅でございます。2年間という短い間でしたが、貴重な経験をさせていただきました。どうもありがとうございました。

食品安全の情報発信ということでしたので、この取組みによって、もしかしたら人の命が救えることもあるのではないかと思いますと、非常に重要なミッションだと思って、緊張感とともにやりがいを感じながら参加させていただきました。

また、委員の皆様のご職業やお立場によって、いろいろな考え方があることも体験させていただきました。非常に勉強になりました。

私自身ですが、引き続き仕事のほうで食品衛生に携わってまいります。小売業をやっておりまして、従業員の教育等を担当しておりますので、今回の件を参考にさせていただいて、ぜひ活用させていただこうと思います。

実際に「どうするノロウイルス」は、私もキャッチーなタイトルだったので、社内教育に一部使わせていただきました。ありがとうございました。

あと、最後に残念なことですが、Web上の会議でございましたので、皆様に直接お会いできなかったことが残念だと思いますが、またどこかでお会いできる機会がありましたら、

そのときは覚えていただいて、ぜひお話などできると楽しいと思います。本当にありがとうございました。

○大木課長 こちらこそ、ありがとうございました。

それでは、横田委員、お願いいたします。

○横田委員 横田です。8年間委員を務めさせていただきました。本当にありがとうございました。

たくさん貴重なご意見等も伺うこともできましたし、先ほど三宅委員からもお話が出ておりましたが、もしかしたら誰かの命を救うきっかけになっているかもしれないということもあり、非常にミッションとしては高いミッションがあつて緊張もしましたが、やりがいを感じました。

一番は、事務局の皆さんが、今回の皆様もそうですし、歴代の皆様が本当に優秀でして、資料も大変うまくまとめてくださっていて、この会議を準備するというだけでも大変なご苦勞だと思っていたいました。本当に事務局の皆様、ありがとうございました。そして委員の皆様、本当にありがとうございました。

微力ではございますが、今後も私、出前講座ですとかの講師もしておりますので、ぜひそういういったところでも、こちらでの情報なども定期的にチェックして、都民の皆様にお伝えできたらなと思っています。

本当にありがとうございました。

○大木課長 ありがとうございました。

お褒めいただいて恐縮しております。今後も事務局、頑張っていきたいと思っておりますので、決意を新たにしたところです。ありがとうございました。

それでは、最後となりますが、私ども健康安全研究センターの所長の吉村からご挨拶申し上げます。

○吉村健康安全研究センター所長 皆様、健康安全研究センター所長の吉村でございます。本日も長時間にわたり活発なご議論をいただき、また、たくさんの貴重なご意見を頂戴いたしまして、本当にありがとうございました。

委員会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶とお礼を述べたいと思います。

委員の皆様方、特に今期で終了となる三宅委員、吉川委員におかれましては、令和4年5月から第10期委員会の委員として2年間、横田委員におかれましては8年間、精力的にご検討いただきましたことを、心より感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

また、引き続き第11期委員を引き受けいただきました委員の皆様は、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

この2年間、いろいろご討議いただきました。「園芸植物等の誤食による食中毒」、「加熱不十分な食肉を原因とする食中毒防止のさらなる普及啓発」、「フリーマーケットサービスの利用に伴う食品衛生に係る普及啓発」等々、都民の安全安心に直結する課題を中心にご検討いただきました。

また、本日も大変活発なご討議をいただいております。委員の皆様のご意見を踏まえまして、情報発信の内容や媒体を工夫することにより、都民や関係事業者に対して分かりやすく、また食品のリスクや食中毒等の防止対策について、普及啓発することができたのではないかと考えております。

特に、今日も皆様が活発にご意見いただきました「食中毒ずかん」に関しては、都庁内でも大変大バズリしておりまして、広報関連の賞をどうやらいただくようなことを聞いております。

皆様にいろいろご協力いただきましたことが、こういう形で実を結ぶということもありますので、いろいろご助言いただいたことを改めて感謝申し上げます。

これまで都の食品安全行政の推進にお力添えを賜りました皆様方のこれまでのご尽力に対しまして、重ねてお礼を申し上げますとともに、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶といたします。

本日はどうもありがとうございました。そして2年間どうもありがとうございました。
○全員 ありがとうございました。

5. 閉会

○大木課長 委員の皆様、この2年間、8年間の方もいらっしゃるんですが、委員会への積極的なご参加、誠にありがとうございました。

今日で終わりというだけじゃなくて、今後、任期はまだ4月末までございますので、メール等でご意見をお伺いすることがあるかもしれませんので、任期満了日まで引き続きよろしく願いいたします。

それでは、これもちまして令和5年度第2回食品安全情報評価委員会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。

(了)

(11時35分 閉会)